

## 第1章 概要

### 1.1 研究の概要

2006年6月8日に内閣官房知的財産戦略本部が発表した「知的財産推進計画2006」の中に次のような計画が示された。

#### 第1章 知的財産の創造

##### 2. 知的財産を軸とした産学権連携を推進する

##### (1) 産学官連携の基盤を強化する

##### 国際的な産学官連携を推進する

大学と海外企業との国際的な共同研究や委託研究などの産学官連携を推進するため、海外出願を含めた知財戦略の構築、法務・渉外・情報発信機能の強化及び知財人材の育成・確保等について、モデルとなる大学知財本部における国際機能を強化することにより、国際的な産学官連携体制を整備する。また、2006年度中に、大学と海外企業との共同研究等において生じる問題等の留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。

またそれを受けて2006年8月31日に科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会が審議状況報告「大学等の国際的な産学官連携活動の強化について」を発表したが、その中に次のような記載がなされた。

#### 4. 今後取り組むべき施策等

##### (2) 国際法務機能の強化と紛争予防

大学知的財産本部において、海外企業向け窓口の一元化や共同研究契約書等の書類の英訳など事務処理体制を整えるほか、弁護士、弁理士等の外部専門家を活用した契約・交渉や契約書の作成など組織的な支援体制を整備することが必要である。

##### (3) 国際産学連携・情報発信機能の強化

海外企業からの受託研究・共同研究の受入れを促進するためには、海外企業と大学等とのニーズとシーズをマッチングすること、具体的には、諸外国における海外企業の研究開発動向等を調査した上で、当該海外企業にアプローチを行い、例えば基本特許などを核とした共同研究を推進することが重要である。また、寄附講座の開設、コンソーシアムの形成など海外企業との産学連携全般を促進することも重要である。さらに、大学等の優れた研究成果情報を海外企業に発信する機能を強化することも重要であり、大学等のホームページ上で公開されている研究成果を英訳することや、研究シーズ情報を海外企業に発信することなどが必要である。このため、海外企業をターゲットにリエゾン活動を行う人材を大学知的財産本部に配置することが必要である。

これらに鑑み電気通信大学では文部科学省の委託を受けて行ったのがこの調査研究である。

また一方電気通信大学では現実に海外企業との共同研究を行う話がいくつか持ち上がり、知的財産本部は早速その対応を行った。今回のケースでは契約書の文言について決定権を持っているのが本国の法務・知的財産部門であり、膝を突き合わせて交渉することが出来ず苦労をしたが、この調査研究が大いに役に立った。

さて一般論としていえば海外大学・企業と共同研究・受託研究を進めるときに先ず問題となるのがその契約締結であり、契約交渉を担当する知的財産本部等の担当者は、双方の研究者がスムーズに研究を開始し良い成果を生み出すことが出来るように、なるべく短期間に契約を締結するようにしなければならない。

我が国の大学では海外との共同研究・受託研究の事例は国内との共同研究・受託研究と比べるとその数は圧倒的に少なく、契約書雛形をはじめとする体制整備がまだ十分には出来ていない。

今回の研究では

共同研究に関わる各国法令の調査（第2章）

国内の大学における英文共同研究契約書雛形の調査、入手

海外主要大学の英文共同研究・受託研究契約書雛形の調査、入手（第3章）

現行共同研究・受託研究契約書雛形を英訳して海外にも使用できるかの検討（第3章）

英文共同研究雛形書の作成（第4章）

を行った。

「国内の大学における英文共同研究契約書雛形の調査、入手」に関しては、昨年度の文部科学省21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」研究会のメンバーを中心に、全国の主要大学の産学官連携、知的財産本部のトップの方々に直接メールにて事情を説明して依頼した。

その結果、

英文共同研究契約書はない

和文共同研究契約書をそのまま翻訳

和文共同研究契約書をベースに英文契約書を作成

の3つのケースがあり、大部分は であった。

のケースについても和文共同研究契約書の翻訳をベースにしているために、実際に海外との共同研究に適用するためには更なる検討が必要で、現在検討中というところが全てであった。

そのためにそれら全ての大学から検討中のサンプルを入手することは出来なかったが、東京工業大学、九州大学、名古屋大学からは検討中のサンプルをお送り頂き、今回の調査研究の参考にさせていただいた。この紙面を借りて心からお礼申し上げます。

お送りいただいたサンプルはいずれも検討中で未完成とのことでは紹介できないが、いずれ各大学から公表されることと思う。また上記3大学以外にも検討中なので現時点では提供できないという大学が複数校あった。

## 1.2 研究会、シンポジウムの開催

この研究では次の研究会とシンポジウムを開催した。

第1回研究会 2006年11月28日

電気通信大学共同研究契約書における次の条項に関して現状と国際的共同研究に適用した場合の問題点について議論した。

第2条（共同研究の題目等） （2）研究目的及び内容

第5条（実績報告書の作成）

第6条（ノウハウの指定）

第7条（研究経費の負担）

第9条（経理）

第13条（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第14条～第18条（知的財産権の出願等）

第19条（情報交換）

第20条（秘密の保持）

第21条（研究成果の取扱い）

第24条（損害賠償）

配布資料

1. 電気通信大学共同研究契約書（現行和文）
2. 東京工業大学共同研究契約書（現行和文）
3. 英文 COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT (sample)
4. 和訳 COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT (雛形)

第2回研究会 2007年2月14日

第2回研究会は中国に焦点を当て、中国事情に詳しい外部講師を招いて開催した。

特に大学が中国の大学・企業などとの共同研究を行う場合に必要な共同研究契約における知的財産の取扱いと関連法令について勉強し、議論することを目的として開催した。

議題は

1. 「中国特許審査基準の改訂要点と中国現地発明の取扱い」

伊東国際特許事務所 弁理士、中国弁理士 劉 昕氏

2. 「中国での知的財産に係るビジネスの現状」

HOYAグループ 知的財産総括責任者 小野義勝氏

3. 「中国の大学・企業などとの共同研究を行う場合に必要共同研究契約における知的財産の取扱いについて」の議論と意見交換

講師の劉昕氏は日本と中国の弁理士として伊東国際特許事務所で実務を担当される傍ら、講演や執筆においても活躍しておられ、最近では知財管理1月号ミニ特集「中国特許実務」の論説「中国特許審査基準の改定要点」を執筆されている。この研究会では劉昕氏の知財管理論説に加え、知的財産協会国際第3委員会の論説の内容（知財管理1月号）も含めて解説された。

劉氏には2007年3月19日開催のシンポジウムでも講演していただいた。

もう1人に講師である小野義勝氏は長くソニーで知的財産業務を担当、2002年に中国知的財産支所を開設し、3年間駐在した。企業現地駐在員として見た中国知的財産の実際の取扱い状況について話していただいた。

第3回研究会 2007年2月27日

第3回研究会では今までの研究成果のまとめを行った。

特にこの研究会では次のテーマに絞って議論を行った。

1. 外国特許出願において留意すべき外国特許法条項

比較特許法（日本/韓国/中国/米国/その他）

電気通信大学知的財産本部知財マネージャー

客員教授

米山重之氏

2. 電気通信大学共同研究契約の知的財産条項の改訂（海外向け）

電気通信大学知的財産本部知財マネージャー

客員教授 弁理士

井桁貞一氏

3. COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT（電気通信大学英文共同研究雛形）の検討

電気通信大学知的財産本部知財マネージャー

客員教授

堀 建二氏

共同研究契約シンポジウム（国際的共同研究契約と柔軟な共同研究契約）

2007年3月19日

それまでの研究成果を発表するとともに米国、中国、韓国について講師をお招きして共同研究契約に関わる法令と注意点についてお話をしていただいた。

1. 講演 「共同研究契約に係る中国法令とその注意点」

伊東国際特許事務所

弁理士、中国弁理士 劉 氏

2. 講演 「共同研究契約に係る韓国法令とその注意点」

崔達龍国際特許法律事務所所長

韓国弁理士 崔 達龍氏

3. 講演 「共同研究契約に係る米国家令とその注意点」

- 神原特許事務所所長  
弁理士 神原 貞昭氏
- 4 . 報告 「海外との共同研究契約英文雛形」  
電気通信大学知的財産本部副本部長 客員教授 堀 建二
- 5 . 報告 「柔軟な共同研究契約雛形」  
電気通信大学知的財産本部知的財産マネージャー 客員教授  
弁理士 井桁 貞一
- 6 . 報告 「外国特許出願において留意すべき外国特許法条項」  
比較特許法（日本/韓国/中国/米国/その他）  
電気通信大学知的財産本部知的財産マネージャー  
客員教授 米山 重之

最初の講演の劉昕氏は第2回研究会に引き続き講演をお願いした。

二番目の講演の崔達龍氏は韓国弁理士、崔達龍国際特許法律事務所所長をしておられ、日本企業の韓国出願を手がけられるとともに、元大韓弁理士会副会長、APAAやAIPPI韓国部会会長、副会長などを歴任され、現在も韓国産業財産権法学会副会長など韓国知的財産分野で活躍されている方である。

三番目の講演の神原貞昭氏は弁理士としての活動の他、日本弁理士会や工業所有権審議会委員、司法制度改革推進本部事務局、東京高裁や東京地裁の専門委員など広く知的財産制度の改革に携わってこられ、現在は産業構造審議会臨時委員として活躍されておられ、また米国特許出願実務に詳しく、長年発明協会などで「外国特許出願実務（米国）」研修講師などを担当されている方である。

次に産学官連携を進めるに当たって問題となる共同研究契約書に関して、「海外との共同研究契約英文雛型」と「柔軟な共同研究契約雛型」、及び各国特許法の比較について本研究会メンバーの堀、井桁、米山より報告した。

## 1.2 研究者名簿

三木 哲也	電気通信大学電気通信学部 教授 同地域・産学官連携推進機構長 知的財産本部長
本城 和彦	電気通信学部 情報通信工学科 教授
唐澤 好男	電気通信学部 電子工学科 教授
下条 誠	電気通信学部 知能機械工学科 教授
田口 幹	共同研究センター専任助教授
堀 建二	共同研究センター客員教授 知的財産本部 副本部長
米山 重之	共同研究センター客員教授（知財担当）知的財産マネージャー
井桁 貞一	共同研究センター客員教授（知財担当）知的財産マネージャー 弁理士
辻 信吾	共同研究センター客員教授（知財担当） 弁理士
澤井 英久	共同研究センター客員教授（知財担当） 弁護士